

## オンライン会議システム等を活用した教育委員会会議の運用について

### 1 経緯

令和2年7月28日付け文部科学省通知で、教育委員会の会議開催に当たって、オンライン会議等システムを活用した会議開催も可能との文部科学省の考え方が示されたことを受けて、本県での取扱いについて整理したもの。

【参考：文部科学省通知（抜粋）】

- 会議の公開については、資料及びオンライン会議システム等の映像と音声を同時にインターネット配信が考えられる。
- 会議の様態を録画したものの後日配信は、慎重に判断。
- 会議の議事録については、会議の様態を録画したものが公開され、ホームページ上等で継続的に閲覧できる状態であっても適切に作成し、公表が必要。
- 議事の進行に障害が生じた場合の対応をあらかじめ検討すること。必要に応じ代替手段を確保すること。
- 非公開とすべき議事の情報、情報セキュリティポリシーにのっとり適切な対策を講ずること。

### 2 教育委員会におけるオンライン会議システムの活用方針

教育委員会会議の開催に当たって、災害等（新型コロナウイルスも含む）の事情により、教育委員会室等に委員を召集することができない場合、緊急的に会議を行う必要がある場合には、オンライン会議システムを活用する。

また、委員において、災害等（新型コロナウイルスも含む）の事情により教育委員会室等に出張できない場合にもオンライン会議システムを活用することができる。

### 3 教育委員会会議のオンライン会議システム活用時の運用及び注意事項

以下のとおり熊本県電子情報保全対策基本方針及び熊本県電子情報保全対策要項に沿った運用を行う。

- ①オンライン会議システム使用の際は、教育委員会 Web 会議システム（VQS コラボ）を使用する。
- ②公開案件のみの会議の場合は、教育委員の自宅もしくは勤務地から参加する。
- ③非公開案件が含まれる会議の場合は、教育委員個人PCから情報流失するリスクを回避するため、各委員自宅又は勤務地の最寄りの教育事務所（または県庁）に来庁し、オンライン会議システムを活用する。
- ④教育委員はオンライン会議活用前に別添「オンラインでの教育委員会会議におけるセキュリティポリシー等を遵守する旨の同意書」に署名し、活用の際は遵守する。
- ⑤傍聴人及び記者については、従来どおり教育委員会室にて傍聴できるものとする。

### 4 運用時期

令和3年4月以降とする。

オンラインでの教育委員会会議におけるセキュリティポリシー等を遵守する旨の同意書

- ①オンライン会議システムを活用する際は、各教育委員は、関係者以外の者が会議内に入らないよう環境を考慮しなければならない。(所長室、自宅では個室等)
- ②オンライン会議システムに障害が発生した場合は、代替手段として携帯電話(スマートフォン、タブレット等)によるテレビ電話または会話のみの電話で評決を行う。
- ③不正プログラム対策ソフトウェアのパターンファイルは、常に最新の状態に保たなければならない。
- ④不正プログラム対策のソフトウェアは、常に最新の状態に保たなければならない。
- ⑤業務で利用するソフトウェアは、パッチやバージョンアップなどの開発元のサポートが終了したソフトウェアを利用してはならない。
- ⑥セキュリティポリシーに対する違反行為を発見した場合、直ちに教育政策課に報告を行わなければならない。
- ⑦非公開案件のオンライン会議内では、個人情報等の流失を防ぐため、事務局からの説明は省き、各委員からの質問及び事務局からの回答は、個人情報(個人名等)は伏せて(Aさん、○ページ△行目に記載の団体等)行う。
- ⑧基本的に教育委員個人PCは利用せず、教育事務所長等のPCを利用する。
- ⑨非公開資料を紙媒体にプリントアウトした場合は、必ず教育事務所等のシュレッダーで廃棄する。
- ⑩教育事務所等へ出向く等の対応ができない場合の緊急対応として、非公開案件を各教育委員自宅で個人PCを利用した非公開案件のオンライン会議を行う場合は、暗号化又はパスワード設定を行った電子メール送信(行政業務支援システム使用)で配布する。会議内の説明、質問等は④と同様に取り扱う。また、各教育委員にメールで送付した資料については、⑤と同様に当会議終了後に必ず使用PCからデータを完全に削除する。

署名

---